

日本学術会議の沿革

昭和24年1月20日

日本学術会議法施行。(内閣総理大臣の所轄、会員選出方式は公選制、日本学士院は日本学術会議に付置。)

昭和31年4月1日

日本学士院法施行。(日本学士院は日本学術会議から分離・独立。)

昭和59年5月30日

日本学術会議法の一部を改正する法律施行。(会員選出方式は学協会を基盤とする推薦制となった。)

平成13年1月6日

中央省庁等改革基本法施行。(日本学術会議については、総務省に置くものとするが、総合科学技術会議において、その在り方を検討することとなった。)

日本学術会議設立の経緯

(出典：「日本学術会議25年史」および「日本学士院80年史」)

昭和21年4月11日

学術研究会議による学士院、学術研究会議、日本学術振興会の改革案と学士院の案を折衷して文部省が3団体改組要綱案を提示。3団体改組準備委員会の結成を斡旋。

昭和21年6月

総司令部科学技術部の薦めにより、茅誠司氏、嵯峨根遼吉氏、田宮博氏らで構成される科学渉外連絡会が設立。科学研究新体制も研究するよう指示。

昭和21年11月

科学渉外連絡会は成案を報告。(科学技術行政を担当する政府機関の設置を求める)

昭和21年11月27日

総司令部科学技術部が文部省、学士院、学術研究会議、日本学術振興会、科学渉外連絡会の代表者を招き、全国の科学者の総意に基づく新体制作りを指示。

昭和22年1月17日

学術研究体制世話人会が結成(法、文、経、理、工、農、医の各専門分野にわたり、官庁、民間両方面から44名で構成)。

昭和22年8月25日

学術体制刷新委員会が設立(法、文、経、理、工、農、医の7部門の各々から選出された各15名ずつと総合部門からの3名合計108名で構成)。委員長は兼重寛九郎氏。

昭和23年3月27日

学術体制刷新委員会が最終案を議決。(「日本学術会議」の名のもとに次のような構成をもつ。1.日本学術会議は、科学者の内外に対する代表機関として、新たな法律により設立し、所管は内閣総理大臣、その経費は国庫の負担とする。2.科学に関する重要事項を審議してその実現に努力、研究の連絡促進を図る。3.政府は科学に関する重要事項に関して日本学術会議に諮問し、日本学術会議は政府に勧告する権限を有する。4.会員は210人とし、全国の科学者の選挙により選出。5.学術研究会議は、その機能を日本学術会議に吸収して廃止。学士院を学術会議によって支援される名誉機関とする。学士院会員は学術会議が選出する。6.日本学術会議に事務局を置き、政府職員を配する。)

昭和23年7月10日

日本学術会議法公布

昭和58年日本学術会議法改正までの経緯

(「日本学術会議続十年史」を要約)

政府・与党	日本学術会議
昭和25年 政府は、行政機構改革の一環として日本学術会議を総 理府から文部省に移管する案の策定に取り掛かる。	昭和25年11月1日 吉田首相に対して日本学術会議創設の由来、趣旨、 目的と任務に照らして従来どおり総理府の機関とし て存置されるよう申し入れ。
昭和28年 政府は、行政改革の一環として日本学術会議を民間に 移管することを検討中と伝えられる。	昭和28年10月 総理大臣所轄の国の機関としての現状を変更すべき でないとする要望を総会で採択。
	昭和29年1月 法改正を行う場合にはかならず本会議に諮問されたい という趣旨の申し入れを総会で採択。
	昭和44年4月 「日本学術会議のあり方検討特別委員会」を設置。
	昭和46年10月 「日本学術会議のあり方に関する報告」を作成。
	昭和50年4月 「日本学術会議の改革構想策定小委員会」を運営審議 会に付置。
	昭和52年10月 最終報告「日本学術会議の改革構想について」を策 定。(日本学術会議の基本的性格、目的の堅持と会 員選挙制度の意義の再確認など)
昭和55年頃 アメリカの工学アカデミーを範として独創的・革新的 科学技術に発展を図るための機構として「日本工学ア カデミー構想」が打ち出された。	
昭和55年7月17日 中山太郎議員が、鈴木内閣発足にさいして総理府総務 長官に就任。	
	昭和56年1月 第12期に入る。第12期の活動計画を決定。日本学術 会議改革委員会を設置。
昭和56年5月29日 中山総務長官が衆議院科学技術委員会で、日本学術会 議が会員以外の科学者を国際会議に派遣しているには 不当であり、また会員の公選制には疑義があると発 言。	
昭和56年6月26日 中山長官が記者会見にて、会員選挙制度など学術会議 の制度改革の早急な実現、会員以外の科学者の国際会 議への派遣の停止等の方針を強調。	

<p>昭和56年7月16日 中山長官は、マスコミ各社科学担当論説委員を招いた昼食会を開く。中山長官、佐藤信二、川村皓章両副長官、大浜事務局長と新聞社等12社の論説委員が出席。</p>	<p>昭和56年7月15日 伏見会長は単独で中山長官と会見し意見交換を行う。国際学術会議代表派遣関係（代表派遣を日本学術会議会員に限定）および日本学術会議改革関係（会長が9月までに中間報告、3月末までに改革の重点につき申出を長官に）の両項目について長官と合意（『伏見・中山合意メモ』）。会談終了後、長官と会長は共同記者会見して合意事項を説明。</p>
	<p>昭和56年7月24日 運営審議会では、合意事項を批准するに至らず、実質上これを否認する『日本学術会議の国際会議代表派遣等に関する見解』を採択。</p>
<p>昭和56年10月9日 中山長官が閣議に日本学術会議改革問題につき報告。鈴木善幸首相はこの問題について第2次臨時行政調査会で検討してはどうかという意向を示す。</p>	
<p>昭和56年10月13日 閣議で、中曽根康弘行政管理庁長官が、日本学術会議を同庁の特別監査に付するよう事務当局に指示した旨を報告。</p>	
<p>昭和56年10月24日 中山長官が、日本学術会議問題について第一回目の懇談会（向坊隆・元東京大学総長ら有識者7名）を開催（別紙1）。</p>	<p>昭和56年10月23日 第83回総会にて、『日本学術会議の改革について』と題する声明を採択。自主改革の決意を表明。</p>
<p>昭和56年10月29日 中山長官が、第二回目の懇談会（8名の科学技術庁長官経験者）を開催（別紙2）。</p>	
<p>昭和56年11月7日 中山長官が、第三回目の懇談会（江崎玲於奈・福井謙一両ノーベル賞受賞者ら8名の学者）を開催（別紙3）。</p>	
<p>昭和56年11月18日 自民党が、日本学術会議に関するプロジェクト・チームを発足（別紙4）。</p>	
<p>昭和56年11月30日 田辺国男議員が総務長官に就任。</p>	
<p>昭和57年1月 自民党プロジェクト・チームは、「日本学術会議についての提言」を公表。</p>	<p>昭和57年1月25日 改革委員会が第一次改革案を作成。2月の臨時総会で討議。</p>
	<p>昭和57年4月 第85回総会にて改革試案を採択。</p>
<p>昭和57年6月1日 行政管理庁行政監察局は、『科学技術行政関係審議会機関等に関する特別調査結果報告書 日本学術会議を中心として一』を発表。</p>	<p>昭和57年6月 運営審議会に会長の諮問機関としての『日本学術会議改革問題懇談会』（永井委員会）の設置要綱を提示し、決定。（別紙6）</p>
<p>昭和57年8月3日 総理府総務長官の諮問機関として『日本学術会議に関する懇談会』（吉識委員会）を設置（別紙5）。</p>	

<p>昭和57年8月19日 自民党内に設けられた『日本学術会議改革問題特別委員会』（中山委員会）は、『日本学術会議改革の基本方針についての中間提言』を公表。（民間組織移行、国の機関として存続しても選挙制の廃止など）</p>	
	<p>昭和57年10月19日 永井委員会が日本学術会議の改革についての答申書を会長に提出。（国の機関としての存続、会員過半数を直接選挙、残りは推薦により選出など）</p>
	<p>昭和57年10月20日 改革委員会は『日本学術会議改革要綱』案を作成し、第86回総会に提出、成立。（会員は直接選挙を原則とするが、1/3は推薦制など） 伏見会長以下3役は辞任。会長に久保亮五氏、副会長に安藤良雄氏、八十島義之助氏が選出。</p>
<p>昭和58年11月22日 吉識委員会が『日本学術会議の改革について』を報告。（会員選出制度改革案、機能分離案、民間委員案、根本的改革案等の提案）</p>	
<p>昭和57年11月24日 日本学術会議の改革についての総理府総務長官試案を日本学術会議会長に提示。（日本学術会議を国の機関とし、会員選出方式は学協会を基盤とする推薦制）</p>	
	<p>昭和58年1月 総理府総務長官試案に関して、改革委員会の選挙制度分科会が検討し報告書を作成。（学協会推薦制の問題点を検討）</p>
<p>昭和58年4月22日 日本学術会議法改正法案が国会に提出。4月28日から参議院先議で審議開始。5月13日参議院本会議で可決され、衆議院に送られた。5月末衆議院文教委員会は法案の継続審議を議決。</p>	
<p>昭和58年5月20日 第89回総会にて、有志提案『日本学術会議法の一部を改正する法律案について』（声明）を採択。（法案に重大な疑義表明）</p>	
<p>昭和58年9月 『日本学術会議法の一部を改正する法律案に反対する訴え』の署名運動。</p>	
<p>昭和58年11月28日 第100回国会にて日本学術会議法改正案が可決。</p>	
<p>昭和59年1月19日（第12期会員任期末） 第12期会員の任期は1年半延長され、昭和60年7月18日までとなった。この間、日本学術会議は新法の実施に必要な政令についての政府との協議、または本会議の権限で新たに制定し、または改正すべて諸規則の策定を行った。</p>	
<p>昭和59年1月19日 第92回総会にて『日本学術会議法の改正にあたって（見解）』を採択。</p>	

(1) 中山長官の有識者との懇談会 (第 1 回目 S56.10.24 出席者)

向坊隆 (東京大学名誉教授)、芦原義重 (関西電力会長)、石井威望 (東京大学教授)、江沢康一 (一橋大学教授)、田中二郎 (東京大学名誉教授)、安井琢磨 (東北大・大阪大名誉教授)、吉国一郎 (地域振興整備公団総裁)

(2) 中山長官の有識者との懇談会 (第 2 回目 S56.10.29 出席者)

二階堂進、平泉渉、足立篤郎、前田正男、宇野宗佑、佐々木義武、森山欽司、熊谷太三郎

(3) 中山長官の有識者との懇談会 (第 3 回目 S56.11.7 出席者)

福井謙一 (京都大学教授)、江崎玲於奈 (I B Mワトソン研究所主任研究員)、桑原万寿太郎 (九州大学名誉教授)、小泉明 (東京大学教授)、中村元 (東京大学名誉教授)、林修三 (駒澤大学教授)、宮嶋龍興 (理化学研究所理事長)、吉識雅夫 (東京大学名誉教授)

(4) 自民党の日本学術会議に関するプロジェクト・チーム

橋口隆 (主査)、小淵恵三、愛野興一郎、石橋一弥、佐藤信二、中島源太郎、松永光、植木光教、古賀雷四郎、後藤正夫、斎藤栄三郎、中山太郎

(5) 日本学術会議に関する懇談会 (吉識委員会)

石川忠雄 (慶応義塾大塾長)、梅棹忠夫 (国立民族学博物館長)、吉国一郎 (地域振興整備公団総裁)、岡本道雄 (科学技術会議議員)、黒羽亮一 (日経新聞論説委員)、佐藤功 (上智大学教授)、進藤貞和 (経団連産業技術委員長)、永田武 (国立極地研究所所長)、中根千枝 (東京大学教授)、名取礼二 (東京慈恵会医科大学長)、並木正吉 (農政研究センター理事)、宮嶋龍興 (理化学研究所理事長)、向坊隆 (原子力委員会委員長代理)、吉識雅夫 (宇宙開発事業委員会委員長代理)、吉武信 (N H K経営委員長)

(6) 日本学術会議改革問題懇談会 (永井委員会)

石川忠雄 (慶応義塾大塾長)、稲田獻一 (大阪大教授)、岡本道雄 (科学技術会議議員)、加藤一郎 (元東大校長)、都留重人 (朝日新聞論説顧問)、永井道雄 (元文部大臣)、松尾孝嶺 (玉川大教授)、宮嶋龍興 (理研理事長)、向坊隆 (原子力委員会委員長代理)、柳瀬睦男 (上智大校長)